

廃棄物の受入内容

1 受入基準

受け入れできる廃棄物の種類及び基準は下表のとおりです。

なお、必要により受入基準を変更する場合があります。

種 類		受 入 基 準
共通受入基準		<ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県内の事業場で発生したものに限りません。 2 2種類以上の廃棄物の混載は受け入れできません。 3 廃棄物が飛散・流出しないようシートで覆うなどして搬入すること。 4 複数の排出事業所の廃棄物は同時に搬入できません。 ただし、非飛散性アスベストの積み合わせ搬入（以下「積み合わせ搬入」*という）の場合を除きます。 ※「積み合わせ搬入」とは：複数事業者の非飛散性アスベスト廃棄物を、積替え保管等により積み合わせて搬入する方法。 5 引火性、発火性、爆発性、有害ガス発生等のないものに限りません。 6 PCBに汚染されている物が混入していないこと。 7 溶出試験等が適用されるものは、判定基準に適合していること。 8 一般廃棄物については、出雲崎町との一般廃棄物処理計画に係る協議を終了したものに限りません。
産 業	紙 く ず	最大長がおおむね50cm以下であること。
	織 維 く ず	最大長がおおむね50cm以下であること。
	木 く ず	<ol style="list-style-type: none"> 1 最大長がおおむね50cm以下であること。 2 金属（鋸、釘、ボルト等）は除去されていること。 3 防腐処理、防蟻処理したものは除去されていること。
	金 属 く ず	<ol style="list-style-type: none"> 1 最大長がおおむね30cm以下であること。 2 中空の状態でないこと。 3 塗料等の異物は除去されていること。
	ゴ ム く ず	最大長が15cm以下であること。
廃 棄 物	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	<ol style="list-style-type: none"> 1 最大長がおおむね30cm以下であること。 2 中空の状態でないこと。 3 木片やプラスチック類は除去されていること。 4 蛍光管は除去されていること。 5 ロックウールについては80リットル以下の丈夫な透明の袋に入れて搬入すること。 6 アスベスト無含有調査書を搬入時に提出すること。 なお、ロックウールについては、分析結果又はメーカー等が発行したアスベストが含まれていないことを証明する書類も併せて提出すること。
	石膏ボード	<ol style="list-style-type: none"> 1 最大長がおおむね50cm以下であること。 2 中空の状態でないこと。 3 飛散防止措置が講じられていること。 4 木片やプラスチック類等は除去されていること。 5 アスベスト無含有調査書を搬入時に提出すること。

種 類		受 入 基 準	
産 業 廃 棄 物	アスベスト 非飛散性	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード以外のアスベスト含有物） 石膏ボード 1 1 t以下のフレコンパックに入れてあるか梱包してあること。 2 最大長がおおむね2 m以下であること。 3 中空の状態でないこと。 4 異物が除去されていること（一体化しているものを除く）。 5 積み下ろしは搬入者が行うこと。 （注：Pタイルの場合、マニフェスト上は「廃プラスチック類」扱いとなります。）	
	廃プラスチック類	塩化ビニル系 15cm以下	1 最大長が15cm以下であること。 2 中空の状態でないこと。 3 発泡スチロール及び同様の性状を有するものは除去されていること。
		ポリエチレン系 （塩ビ以外のプラスチック） 15cm以下	1 塩化ビニル系と区別されていること。 2 最大長が15cm以下であること。 3 中空の状態でないこと。 4 発泡スチロール及び同様の性状を有するものは除去されていること。
		シュレッダーダスト	自動車等破砕物で最大長がおおむね15cm以下であること。
	がれき類	1 最大長がおおむね50cm以下であること。 2 鉄筋等の異物は除去されていること。	
	解体残さ	1 最大長がおおむね15cm以下であること。 2 金属（鉄筋等）は除去されていること。	
	動植物性残さ	1 腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。 2 水分を十分にきってあること。	
	鋳さい	1 最大長がおおむね50cm以下であること。 2 火気を帯びていないこと。 3 飛散防止措置が講じられていること。 ※溶出試験等が必要となります。	
	ばいじん	1 含水率がおおむね80%以下であること。 2 飛散防止措置が講じられていること。 ※溶出試験等が必要となります。	
	汚泥	1 含水率がおおむね80%以下であること。 2 腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。 3 油分（ノルマルヘキサン抽出物質）が5%以下であること。 ※溶出試験等が必要となります。	
燃え殻	1 含水率がおおむね80%以下であること。 2 火気を帯びていないこと。 3 飛散防止措置が講じられていること。 4 金属（鉄筋等）は除去されていること。 ※溶出試験等が必要となります。		

種 類		受 入 基 準
一 般 廃 棄 物	焼 却 残 さ	1 含水率がおおむね80%以下であること。 2 火気を帯びていないこと。 3 飛散防止措置が講じられていること。 ※溶出試験等が必要となります。
	ば い じ ん	1 含水率がおおむね80%以下であること。 2 飛散防止措置が講じられていること。 ※溶出試験等が必要となります。
	粗大不燃ごみ処理残さ	最大径が15cm以下であること。
そ の 他		受け入れについて事業団と協議済のもの。

- (注) (1) ドラム缶やフレコンによる廃棄物の搬入は原則としてできません。
ただし、搬入者の責任で荷降ろしし、ドラム缶等の持ち帰りが可能な場合は受け入れます。
- (2) リサイクル可能物は、原則として受け入れしていません。